

新型コロナウイルス感染防止のため三島町への帰省等の自粛について

令和2年4月8日 発行

「緊急事態宣言」及び「福島県内感染状況」から町民の皆様へお願い

【三島町への帰省等の自粛のお願い】

◇福島県内において感染が拡大する現状において **三島町における感染を防ぎ、町民の皆様**
の大切な「命」を守るためにも 以下の項目について自粛等をお願いいたします。

【依頼内容】

◆感染確認地域（県内・県外）から三島町への「帰省」等の自粛

※緊急事態宣言の7都府県（東京・神奈川・埼玉・千葉・大阪・兵庫・福岡）をはじめ、感染が確認されている都道府県の各市町村を対象とします。

※感染確認地域等からの帰省及び休日における「冠婚葬祭関連行事」等についても対象となります。

◆三島町から感染拡大地域（県内・県外）への不要不急の外出自粛

※休日における不要不急の外出（冠婚葬祭関連行事に関しても出席を見合わせるなどの対応をお願いします。）

※4月29日からの「ゴールデンウィーク」期間中、現時点で外出等予定がございましたら「中止・延期」するようご検討下さい。

【自粛要請理由】

◇三島町は新型コロナウイルス感染により重症化するリスクが高い「高齢者」が多い。

◇三島町は感染が確認されていないが、福島県、全国では日々増加傾向にある。

◇感染拡大地域である首都圏への「往来」、首都圏からの「帰省」による感染ケースが全国で増加している。

（青森県・秋田県・山形県・福島県において同様の事例があり、当事者が発症し親族や関係者に感染している。）

【期 間】 ◆緊急事態宣言に準じ約1ヶ月間（令和2年5月6日まで）

【三島町へ転入された方々へのお願い】

◇就職や転勤等のやむをえない事情により転入された方へ

◆2週間の外出自粛と各自の体調管理をお願いいたします。

◇やむをえず帰省された方へ

◆2週間は自宅等でお過ごし頂き、外出は自粛してください。加えて、ご自身の体調管理をお願いいたします。体調の異変等があり経過観察した後も改善されない場合においては、**会津保健所（0242-29-5512）へご相談ください。**

◆体調管理とは・・・ ①風邪のような症状はないか ②毎朝の検温 ③強いだるさや息苦しさはないか を確認下さい。

◆こんな時にご連絡を！ ①③の症状があり、37.5℃以上の熱が4日（高齢・基礎疾患のある方は2日）以上続く場合は「会津 帰国者・接触者相談センター」へご相談ください。

【新型コロナウイルス感染症にかかるとの一般相談】

◇福島県 専用相談ダイヤル（コールセンター）024-521-7871

*相談受付時間 平日 午前8時30分～午後9時

土日祝日 午前8時30分～午後5時15分

◇新型コロナウイルス会津相談センター 0242-29-5512

*相談受付時間 平日のみ 午前8時30分～午後5時15分

【会津 帰国者・接触者相談センター】

◇電話 0242-29-5203

*相談受付時間 平日のみ 午前9時～午後5時

【問合せ先】

三島町新型コロナウイルス感染症対策本部
事務局：総務課総務係 Tel48-5511